

道路を走行する自動車や重機の燃料として 重油や灯油を使用するのは脱税行為です！！

近年、重油や灯油を自動車や重機の燃料として
道路を走行する事案が見受けられます。



知事の承認もなく、

- 道路を走行する自動車や重機の燃料として重油や灯油を使用
- 自動車や重機の燃料として軽油と重油・灯油を混ぜたものを使用

などの行為をした場合は、「不正軽油」を使用したとみなされ軽油引取税(32.1円/リットル)が課されるとともに、罰則の対象となりますので、

絶対にやめてください！！

※不正軽油の使用に対する主な罰則例については裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】

東部総合事務所県税局課税第一係	TEL : (0857) 20-3518	E-mail : tobukenzei@pref.tottori.jp
中部総合事務所県税局課税第一係	TEL : (0858) 23-3111	E-mail : chubu_kenzei@pref.tottori.jp
西部総合事務所県税局課税第一係	TEL : (0859) 31-9626	E-mail : seibu_kenzei@pref.tottori.jp
総務部 税務課 課税係	TEL : (0857) 26-7053	E-mail : zeimu@pref.tottori.jp

不正軽油の使用に対する主な罰則

☆ 軽油引取税を脱税すると

5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

☆ 知事の承認を受けずに次の行為をすると

- ・軽油に重油や灯油を混ぜたり、重油と灯油を混ぜたりして軽油等を製造すると

5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

- ・自動車(トラック等)やナンバー付き重機の燃料として重油や灯油を使用すると

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☆ 不正軽油であることを知りながら運搬、保管、購入すると

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

県では、不正軽油の使用による脱税を防止するため、軽油車両や重機をお持ちの会社等に訪問し、燃料の抜き取り調査を実施していますので、県税職員が調査に伺った際には御協力をお願いします。

☆☆☆不正軽油の情報をお寄せください☆☆☆

- 自動車に重油や灯油を給油している
- 軽油の色やにおいがおかしい
- 安い軽油等の売り込みがあった
- 不審なローリーが出入りしている
- 夜中に油の積替えなどの作業を行っている
- 給油したあと、エンジンの調子が悪くなった



など

以上のような情報をお持ちの方は、鳥取県不正軽油ホットライン又は最寄りの県総合事務所県税局並びに県税務課まで御一報ください。
(提供いただいた方の情報は、個人情報として適切に保護されます。)

不正軽油のことでピンときたら、こちらまで！

フリーダイヤル なくなれふせい

鳥取県不正軽油ホットライン **0120-7970-27**